

令和3年度御坊市人事行政の運営等の状況

御坊市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第7条の規定に基づき、「令和3年度御坊市人事行政の運営等の状況」を公表します。

御坊市の職員定数、給料、手当や勤務時間などは、地方公務員法を基本に条例で定められています。このうち、給料・手当につきましては、人事院勧告を基本に、国・県や他の市町村などの職員、民間の給与などを考慮して、市議会の議決を経て定められています。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

令和3年4月1日職員数	令和3年4月2日～令和4年4月1日		令和4年4月1日職員数
	退職者数	採用者数	
307人	△12人	8人	303人

2. 職員の人事評価の状況

仕事の業績を「職務目標の達成度」や「仕事の成果」を把握した上で行われる業績評価と、職務目標への取組過程を職位・職種により把握した上で行われる能力・態度評価の両面から人事評価を実施しています。

区分	評価期間	対象者
業績評価	4月1日～翌年3月31日	全職員
能力・態度評価		

3. 職員の給与の状況

(1) 1人当たりの支給額（令和3年4月1日現在）

平均給料月額	平均年齢
311,100円	41.6歳

(2) 初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区分	大卒	短大卒	高卒
一般行政職	182,200円	163,100円	150,600円

(3) 手当制度の状況（令和3年4月1日現在）

手 当 名	支給額等
扶養手当	扶養親族を有する職員に対して支給 ・配偶者 月 6,500円 ・子 月 10,000円（ただし、15歳～22歳の者は5,000円加算） ・その他 月 6,500円
通勤手当	通勤距離（片道）が2km以上の職員に支給 ・自家用車等で通勤する場合 月 2,000円～31,600円 ・交通機関を利用して通勤する場合 運賃相当額（上限55,000円）

住居手当	借家等に居住し、家賃を支払っている職員に支給 ・借家等居住 家賃月額の約 1／2（上限 28,000 円） （家賃月額が 16,000 円を超える場合に限る）			
管理職手当	課長以上の管理職又は施設長に対して支給			
	部長・局長・所長	43,600 円	4 級 園 長	25,000 円
	課長・事務局長	35,500 円	参 事	37,000 円
	5 級 館 長・園 長	27,600 円	6 級 企 画 員	30,700 円
超過勤務手当	正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員にその勤務した時間数に応じて支給 ・当該職員の時間単価 × （1.25～1.6 倍） ※月 60 時間を超える超過勤務時間数については、超過勤務手当の割増支給又は代休のどちらかを選択することが可能			
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の公務のため、週休日、祝日又は年末年始の休日に 3 時間以上勤務した管理職に支給			
	部長・局長・所長	7,000 円	4 級 園 長	4,000 円
	課長・事務局長	6,000 円	参 事	6,000 円
	5 級 館 長・園 長	5,000 円	6 級 企 画 員	5,000 円
	（勤務時間が 6 時間を超える場合は、上記額に 150／100 を乗じて得た額）			
	・週休日等以外（午前 0 時～午前 5 時までの間に勤務した管理職に支給）			
	部長・局長・所長	3,500 円	4 級 園 長	2,000 円
課長・事務局長	3,000 円	参 事	3,000 円	
5 級 館 長・園 長	2,500 円	6 級 企 画 員	2,500 円	
期末手当	基準日（6 月 1 日、12 月 1 日）に在職する職員に支給 ・6 月期 期末手当基礎額 × 1.275 月分 ＋ 扶養手当除く基礎額 × 役職加算率 × 1.275 月分 ・12 月期 期末手当基礎額 × 1.125 月分 ＋ 扶養手当除く基礎額 × 役職加算率 × 1.125 月分 ※期末手当基礎額 ＝ 給料月額＋扶養手当 （役職加算額は、3 級以上の職員に対し給料月額に加算（3 級 5％）・（4・5 級 10％）・（6・7 級 15％））			
勤勉手当	基準日（6 月 1 日、12 月 1 日）に在職する職員に支給 ・6 月期 勤勉手当基礎額 × 0.95 月分 ＋ 勤勉手当基礎額 × 役職加算率 × 0.95 月分 ・12 月期 勤勉手当基礎額 × 0.95 月分 ＋ 勤勉手当基礎額 × 役職加算率 × 0.95 月分 ※勤勉手当基礎額 ＝ 給料月額 （役職加算額は、期末手当と同様）			

(4) 等 級 及 び 職 制 上 の 段 階 ご と の 職 員 数 (令 和 4 年 4 月 1 日 現 在)

①行政職給料表

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	主事又は事務員の職務	62	23.7	主事 技手 事務員 技術員 教諭 保健師 保育士 計	34 4 8 2 4 5 5 62	93	35.5	係員級
2 級	主査の職務	31	11.8	主査 教諭 保育士 計	28 1 2 31			
3 級	係長又は副主任の職務	49	18.7	係長 副主任 教諭 保健師 保育士 計	18 19 5 2 5 49			
4 級	困難な業務を行う係長又は主任の職務	54	20.6	係長 主任 教諭 副園長 保健師 保育士 栄養士 調理師 校務員 計	25 7 2 3 1 2 1 6 7 54	103	39.3	係長級
5 級	課長補佐又は企画員の職務	33	12.6	室長 局長 課長補佐 室長補佐 センター長 園長 指導主事 企画員 調査員 計	4 1 15 1 2 6 2 1 1 33	33	12.6	課長補佐級
6 級	課長又は困難な業務を行う企画員の職務	27	10.3	課長 室長 統括保健師 専門技術員 企画員 調査員 計	18 1 1 1 5 1 27	27	10.3	課長級
7 級	部長の職務	6	2.3	部長 局長 教育次長 所長 計	3 1 1 1 6	6	2.3	部長級
合計		262						

②消防職給料表

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	消防士の職務	5	11.5	消防士	5	16	36.5	係員級
2 級	消防副士長の職務	1	2.3	消防副士長	1			
3 級	消防士長の職務	10	22.7	消防士長	10			
4 級	1 消防司令補の職務 2 困難な業務を行う消防士長の職務	10	22.7	消防司令補	10	20	45.4	係長級
5 級	1 消防司令の職務 2 困難な業務を行う消防司令補の職務	10	22.7	消防司令	10			
6 級	困難な業務を行う消防司令の職務	6	13.6	消防司令	6	6	13.6	課長補佐級
7 級	1 消防司令長の職務 2 特に困難な業務を行う消防司令の職務	2	4.5	消防司令 消防司令長	1 1	2	4.5	課長級
8 級	困難な業務を行う消防司令長の職務	0	0.0	消防司令長	0	0	0.0	部長級
合計		44						

③行政職再任用職員給料表

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	主査又は出先の長の職務	16	94.1	館長 主査	2 14	16	94.1	係員級
2 級	部課長の職務	1	5.9	企画員	1	1	5.9	部課長級
合計		17						

④消防職再任用職員給料表

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	消防司令長以外の消防職員の職務	1	100.0	消防士長	1	1	100.0	係員級
2 級	消防司令長の職務	0	0.0	-	0	0	0.0	部課長級
合計		1						

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

区 分	勤務時間等
勤務を要する曜日	毎週月曜日から金曜日までの週 5 日間 (国民の祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く)
1 日当たりの勤務時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (休憩時間を除く、実質 7 時間 45 分勤務)
1 週当たりの勤務時間	38 時間 45 分 (7 時間 45 分×5 日間)
年間総勤務時間	1898.75 時間 (38 時間 45 分×52 週間－ (7 時間 45 分×休日等 15 日))

(2) 年次有給休暇の取得状況

(令和3年1月1日～令和3年12月31日)

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
6,945 日	1,674 日	179 人	9.4 日	24.1%

(3) 特別休暇の種類

種類	付与日数
公民権行使	必要と認められる期間
裁判員等出頭	必要と認められる期間
骨髄移植	必要と認められる期間
ボランティア	5 日以内
結婚	5 日以内
不妊治療	5 日以内
妊娠・産後の保健指導等	必要と認める時間
産前産後	出産予定日前 6 週間から産後 8 週間
生理	必要と認められる期間
妊娠中の職員の通勤緩和	1 日 1 時間以内で必要と認められる時間
保育時間	1 日 2 回各 30 分以内
配偶者の出産	2 日以内
育児参加	5 日以内
子の看護	5 日以内
短期介護	5 日以内
父母等の追悼	1 日以内
服喪	1 日～10 日
夏季	3 日
リフレッシュ	勤続年数 20 年・25 年・30 年でそれぞれ 3 日
天災被害及びそれに伴う生活必需品の確保	7 日の範囲内で必要と認める期間
出勤困難	必要と認められる期間

5. 職員の育児休業に関する状況（令和3年度）

性別	育児休業 取得者	部分休業 取得者	育児短時間 勤務取得者	令和3年度中に新たに育児休業が取得可能とな った職員				育休 取得率 (%)
					うち育児休 業取得者	うち部分休 業取得者	うち育児短時 間勤務取得者	
男性 職員	2	0	0	8	2	0	0	25.0
	0	0	0					
女性 職員	6	1	0	6	6	0	0	100.0
	3	2	1					
計	8	1	0	14	8	0	0	57.0
	3	2	1					

(注) 取得者数欄の上段には令和3年度に新たに取得した者、下段には期間が前年度から引き続いている者の数を記入

6. 職員の分限及び懲戒処分の状況（令和3年度）

処分内容		処分者数	処分事由
分限処分	免 職	0	
	降 任	0	
	休 職	3	心身の故障
	降 給	0	
	失 職	0	
懲戒処分	免 職	0	
	停 職	0	
	減 給	0	
	戒 告	0	
法外処分	訓告等	0	

7. 職員の服務の状況（令和3年度）

区 分	違反者数
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	0
信用失墜行為の禁止	0
秘密を守る義務	0
職務に専念する義務	0
政治行為の制限	0
争議行為等の禁止	0
営利企業従事制限	0

8. 職員の退職管理の状況

地方公務員法の改正に伴い、御坊市職員の退職管理に関する条例を制定し、平成28年4月1日から施行した。再就職情報について、退職者に届出をさせることとしている。

9. 職員の研修の状況（令和3年度）

区 分	受講者数
和歌山県市町村職員研修協議会	108 人
県主催研修（住家被害認定士養成研修）	3 人
市主催研修（新規採用職員研修等）	181 人

10. 職員の福祉及び利益の保護の状況（令和3年度）

（1）福利厚生制度に関する状況

区 分	受診者数	内容等
総合検診	148 人	30 歳以上の職員の間人ドック・脳ドック
定期健診	159 人	職員定期健康診断
合 計	307 人	

(2) 職員福利厚生会の事業内容

個人給付の内容	給付単価	件 数	総 額
人間ドック助成	1,375～3,000 円	139 件	365,079 円
新規採用職員健康診断	16,500～18,610 円	6 件	101,110 円
公務災害職員への療養補償	4,590 円	1 件	4,590 円

(3) 公務災害補償制度

区 分	件 数
公務災害	4 件
通勤災害	2 件